

令和6年能登半島地震による被災動物救護活動等に対する協力のお願について
(第I報)

令和6年能登半島地震により被災された地方獣医師会及び会員獣医師の皆様にご心よりお見舞い申し上げますとともに、被災地の一刻も早い復旧をお祈り申し上げます。

公益社団法人岡山県獣医師会では、公益社団法人日本獣医師会の要請を受け、被災地等における「動物救護及び被災地の獣医療提供体制の復旧」等の円滑な推進を支援するため、下記により「令和6年能登半島地震動物救護活動等支援金」募集への協力をお願いすることとしました。

つきましては、趣旨に賛同される会員におかれましては下記の振込先に送金していただくよう、よろしくお願い申し上げます。(事務の都合上、現金のご持参は遠慮願います。)

なお、公益社団法人日本獣医師会では、今回の災害に対する一般からの支援金についても、会員同様受け付けるとのことですので、会員以外の方は当会へ直接申し出てください。

記

1 寄付金募集の目的

令和6年能登半島地震に起因する災害時動物救護及び獣医療提供体制の復旧等に使用する寄付金として、公益社団法人日本獣医師会が実施する次の支援等のための募金協力

① 被災動物救護活動への支援

② 被災地の獣医療提供体制の復旧のための支援 など

2 寄付金の名称 令和6年能登半島地震動物救護活動等支援金

3 募集期間 令和6年1月10日から当分の間

※(公社)日本獣医師会が、現地における動物救護活動等の推進状況を踏まえ決定する期間。

4 振込先

中国銀行 大元支店(普通) 1669867

コウエキシャダンホウジン オカヤマケンジュウイシカイ カイチョウ ナカムラ カネイチ

公益社団法人 岡山県獣医師会 会長 中村 金一

5 その他

当会に寄せられた支援金は、(公社)日本獣医師会の指定した口座に送金し、送金状況については(公社)岡山県獣医師会ホームページで報告することとしています。

なお、(公社)日本獣医師会の本寄付金は「特定公益増進法人」としての税法上の優遇措置が適用されますので、税務申告等のため受領書(領収書)を必要とする場合、その旨ご連絡ください。

事務局：(公社)岡山県獣医師会
(担当者；加藤)

E-mail：oka-vet@rose.ocn.ne.jp

FAX：086-241-8543

TEL：086-243-1879

公益社団法人 日本獣医師会
「令和6年能登半島地震動物救護活動等支援金」
募 集 要 領

1 趣 旨

日本獣医師会は、令和6年能登半島地震における被災動物の救護及び獣医療提供体制の復旧等の支援を目的として「令和6年能登半島地震動物救護活動等支援金」を募集する。

2 支援金の名称

令和6年能登半島地震動物救護活動等支援金

3 募金の期間

令和6年1月10日から当分の間（募金の募集期間は、現地における動物救護活動等の推進状況を踏まえ決定する。）とする。

4 支援金の募集と振込み（寄附）先

会員地方獣医師会は、前記1の趣旨を受け、会員構成獣医師及び一般市民からの支援金の募集活動に当たっていただき、取りまとめた支援金（自らの拠出を含む。）を次の支援金振込口座に振り込むこととする。

「令和6年能登半島地震動物救護活動等支援金」振込口座		
銀行名	みずほ銀行	(0001)
支店名	青山支店	(211)
区分・口座番号	普通預金	(2428405)
口座名義	ユウエキシャダクホウジンニホンジュウイシカイ カイチョウ クラウチイサオ 公益社団法人日本獣医師会 会長 藏内 勇夫	

5 支援金の使途、取扱いについて

一般寄附金は、寄附総額の50%以上を定款第4条に規定する本会事業（公益目的事業）に使用する。

前記4により所定の支援金振込口座に入金された支援金は、令和6年能登半島地震における被災動物の救護及び獣医療提供体制の復旧等を支援するとともに、募金状況を踏まえて本会公益目的事業の強化に充てる。

6 税の優遇措置

本会は、内閣総理大臣より「公益社団法人」としての認定を受けているので、本会への寄附金には、特定公益増進法人としての税法上の優遇措置が適用され、所得税（個人）、法人税（法人）の控除が受けられる。また、税額控除に係る証明を取得しているため、個人様の寄附については前記の所得税又は所得控除のいずれか一方を選択することができる。

また、受領書（領収書）を必要とされる際は、①会員構成獣医師及び一般市民が地方獣医師会へ送金した日付、②氏名（受領書に記載する氏名）、③住所、④募金金額を取りまとめの上、メール（soumu@nichiju.or.jp）にてご連絡願います。後日、本会から地方獣医師会に当該会員構成獣医師及び一般市民あての受領書（領収書）を郵送する。